平成 23 年 12 月 22 日

各　位

会 社 名　　アジア・アライアンス・
ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　髙森　幸太郎
（コード番号：9318　東証第 2 部）
問合せ先　　経営企画部長　　上野　弘行
（TEL：03-5638-8562）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 2 月 17 日開催予定の臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件は、上記臨時株主総会において、同総会の決議事項であります「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

記

１．定款変更の理由

(1) 業務内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条に規定される当会社の「目的」に新たな事業を追加するものであります。

(2) 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第 6 条に規定される発行可能株式総数を拡大するものであります。

(3) 経営実態に即した経営体制を構築するため、現行定款第 17 条に規定される取締役の員数を拡大するものであります。

２．定款変更の内容

定款変更の内容は別紙の通りであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 24 年 2 月 17 日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	平成 24 年 2 月 17 日（金）（予定）

以　上

別　紙

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（目　的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (20)　　（条文省略） （新　設） （新　設） (21)　前各号に附帯する一切の事業	（目　的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (20)　　（現行通り） (21)　投資助言・代理業 (22)　　（現行通り）
（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、33,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当会社の発行可能株式総数は、37,000万株とする。
（員　数） 第17条　当会社の取締役は、7名以内とする。	（員　数） 第17条　当会社の取締役は、9名以内とする。